

公 示

高速バスの管理の受委託について

高速バスの管理の受委託の申請について、下記の基準に従って審査を行うこととしたので公示する。

平成20年2月6日

中部運輸局長 中 田 徹

記

1. 用語の定義

一般乗合旅客自動車運送事業の路線のうち、「高速バス」とは、専ら一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を超えて設定された概ね50キロメートル以上のキロ程の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するものに係る路線をいう。

2. 委託の要件

(1) 事業の管理を委託する路線の範囲は、次の各号を満たすこと。

運行開始後概ね6ヶ月を経過している高速バス路線であること。なお、当該期間内に路線延長を行った場合であって、当該路線延長が同一市町村内における停留所の新設等に伴う軽微なものでないときは、当該路線延長による運行開始後概ね6ヶ月を経過していること。

当面、委託に係る路線の範囲は、委託者の一般乗合旅客自動車運送事業に係る高速バス路線の系統の長さ又は使用車両数に対する比率（以下「委託比率」という。）で1/2以内であること。

の規定にかかわらず、委託者が次の(イ)～(ホ)のすべてに該当する場合にあっては、委託比率を2/3以内とすることができる。

ただし、既に委託者が一般乗合旅客自動車運送事業に係る高速バス路線の系統の長さ及び使用車両数に対して1/2を超えて委託している場合にあって、期間の終了に伴い管理の受委託を引き続き行うための申請、又は委託者が路線若しくは営業区域に係る事業計画を変更することに伴い委託路線若しくは委託に係る営業区域を変更する申請を行う場合にあっては、次の(イ)～(ホ)の要件は適用しない。

- (イ)申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けていないこと
 - (ロ)申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超過190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けていないこと
 - (ハ)申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超過する輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けていないこと
 - (ニ)申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと
 - (ホ)申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)を発生させていないこと
- (2)委託する業務には、運転業務、運行管理業務及び整備管理業務が含まれており、これらが一体的に委託されるものであること。
 - (3)委託する業務のうち、運行管理業務及び整備管理業務については、運行管理者及び整備管理者の選任並びに運行管理規程等の制定をも含めて委託するものであること。
なお、これに伴い必要となる関係官庁への届出等は、委託者が行うこと。
 - (4)受託者が委託に係る一般乗合旅客自動車運送事業(以下「委託事業」という。)のために使用する事業用自動車その他の諸施設は、委託者が自ら行う事業の用に供する施設と明確に区分されていること。
 - (5)委託者が道路運送法第22条の2に規定する安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者である場合は、管理の受委託に係る輸送の安全性に関する方針が安全管理規程に記載されていること。

3. 受託者の要件

- (1)受託者は、道路運送法第4条の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者であって、高速バス路線共同運行事業者または、高速バス路線運行開始後概ね6ヶ月を経過した事業者。
- (2)受託者は一般乗合旅客自動車運送事業に関し、次の から のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。ただし、管理の受委託を引き続き行うための申請、又は委託者が路線に係る事業計画を変更することに伴い受託路線を変更する申請を行う場合にあっては、この限りでない。
法令等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けていないこと。
申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超過190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けていないこと。
申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超過する輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けていないこと。

申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと

申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）を発生させていないこと

- (3) 受託者が道路運送法第22条の2に規定する安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者である場合は、管理の受委託に係る輸送の安全性に関する方針が安全管理規程に記載されていること。

4. 輸送の安全等

- (1) 委託事業が適確に運営されるとともに、輸送の安全が図られていること。

また、相互に使用する車両の運転操作に係る運転者の教育の実施規定の作成並びに受委託者相互の安全及びサービスに関する規律の整合性等が図られていること。

- (2) 委託者と受託者の間には、委託事業に係る事業用自動車自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に定める事故を引き起こした場合その他緊急事態における緊急連絡体制及び協力体制が確立されていること。また、自動車事故報告の提出は、委託者が行うこと。

- (3) 監査実施の通知は、委託者あてに行うこととし、監査場所は、管理の受委託に係る部分のみの営業所とする。

なお、行政処分等を行う場合の通知は、委託者あてに行い、車両停止は、受委託に係る営業所の車両が対象となる。その際の、違反点数は、委託者に累計する。

5. その他の基準

「委託事業に係る経営上の責任」、「委託料」、「許可の実施にあたって留意する事項」、「管理の受委託の期間」及び「許可書に付記する条件」については、「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託について」（平成20年2月6日付け中運局公示第122号）を準用する。

附 則

本公示は、平成20年2月6日以降に申請を受け付けたものから適用するものとし、『「高速バスの管理の受委託について」（平成16年7月29日付中運局公示第46号）』は、廃止する。